

2026 年 9 月 25 日

各 位

Global X Japan 株式会社

**Global X Japan 株式会社**  
**「グローバルX 国土強靱化-日本株式 ETF」(銘柄コード：651A)**  
**東京証券取引所より上場承認**

大和証券グループの Global X Japan 株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長：藤岡 智男、以下「当社」）は、本日、東京証券取引所より「グローバルX 国土強靱化-日本株式 ETF」（銘柄コード：651A、以下「当 ETF」）の上場の承認がなされたことをお知らせします。

上場予定日は 2026 年 10 月 15 日（木）となります。



「グローバルX 国土強靱化-日本株式 ETF」は、対象指数である「Mirae Asset Japan Infrastructure Development Index（配当込み）」への連動を目指す ETF です。

当 ETF は、国内におけるインフラの老朽化、災害の頻発化・激甚化、建設業の担い手不足という 3 つの構造変化を背景に、政策主導で拡大が見込まれるインフラ更新需要に着目した ETF です。政府の「第 1 次国土強靱化実施中期計画」では 2026 年度からの 5 年間で 20 兆円強程度の事業規模が示され、景気の波に左右されにくい需要が中長期にわたり見込まれます。

ゼネコンにとどまらず素材・建設機械・点検技術まで関連するバリューチェーン全体を対象とし、国内売上高比率 50%以上の内需企業を中心に 30～40 銘柄を選定します。

ファンド概要

|          |                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------|
| 銘柄名      | グローバル X 国土強靱化-日本株式 ETF                                   |
| 銘柄コード    | 651A                                                     |
| 英文名      | Global X Japan Infrastructure Development ETF            |
| 対象インデックス | Mirae Asset Japan Infrastructure Development Index（配当込み） |
| 分配頻度     | 年 2 回                                                    |
| 上場予定日    | 2026 年 10 月 15 日（木）                                      |

ファンド費用

| 投資者が直接的に負担する費用                     |                                                                                                                                                  |                                              |                                        |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------|
|                                    | 料率等                                                                                                                                              | 費用の内容                                        |                                        |
| 取得時手数料                             | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                  | 取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。       |                                        |
| 信託財産留保額                            | ありません。                                                                                                                                           | —                                            |                                        |
| 交換時手数料                             | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                  | 受益権の交換に関する事務等の対価です。                          |                                        |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                |                                                                                                                                                  |                                              |                                        |
|                                    | 料率等                                                                                                                                              | 費用の内容                                        |                                        |
| 運用管理費用<br>（信託報酬）                   | 毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額                                                                                                                           | 運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 |                                        |
|                                    | イ. 信託財産の純資産総額に年率 0.649%（税抜 0.59%）以内（提出日現在は、年率 0.649%（税抜 0.59%））を乗じて得た額<br>ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に 55%（税抜 50%）以内の率（提出日現在は、55%（税抜 50%））を乗じて得た額 |                                              |                                        |
| 委 託 会 社                            | 配分については、<br>下記参照                                                                                                                                 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。  |                                        |
| 受 託 会 社                            |                                                                                                                                                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                   |                                        |
|                                    | 〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）                                                                                                                    |                                              |                                        |
|                                    | イ. の額（税抜）＊                                                                                                                                       |                                              | 委託会社<br>年率 0.565%<br>受託会社<br>年率 0.025% |
|                                    | ロ. の額（ロ. の総額に対する比率で表示しています。）                                                                                                                     |                                              | 60%<br>40%                             |
| ※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。 |                                                                                                                                                  |                                              |                                        |
| その他の費用・<br>手 数 料                   | ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。                                                                                       |                                              |                                        |
|                                    | ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。                                                                               |                                              |                                        |
|                                    | ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。                                                             |                                              |                                        |
|                                    | ※配信日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率 0.05%以内を乗じて得た額となります。                                                                                                 |                                              |                                        |
|                                    | ※配信日現在、上場にかかる費用は以下となります。                                                                                                                         |                                              |                                        |
|                                    | ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825%（税抜 0.0075%）                                                                                                     |                                              |                                        |
|                                    | ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）                                           |                                              |                                        |

**投資リスク**

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「その他」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

**指数の著作権等について**

Mirae Asset Global Index Private Limited が提供するインデックスまたはその他の製品もしくはサービスの公表および管理に関して提供する情報は、証券、金融商品、製品もしくは取引戦略の売買または保証、スポンサーシップもしくは推薦と見なすべきではない。Mirae Asset Global Index は、いかなる状況または側面においても、そのインデックスまたはインデックス値を使用することから得られる情報または結果の正確性、適時性、完全性または適切性について、明示的にも黙示的にも、主張、予測、保証または確約を行わない。Mirae Asset Global Index は、インデックスが正しく計算されるよう最善の努力を払う。本インデックスまたはその中に含まれるデータに関する商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する明示または黙示の保証は一切行わず、また明示的にすべての保証を否認する。前記事項を制限することなく、Mirae Asset Global Index は、いかなる場合にも、特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害（逸失利益を含む）について、当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切責任を負わないものとする。

**Global X Japan とは？**

Global X Japan 株式会社は、株式会社大和証券グループ本社、大和アセットマネジメント株式会社、Global X Management Company Inc.（米国）との合併で、日本初の ETF 専門資産運用会社として 2019 年 9 月に設立されました。

投資家の皆さまの多様なニーズに応えるべく、成長テーマ型、インカム型、コア型、コモディティ型など、多岐にわたる革新的な ETF ラインアップを揃えており、運用資産残高は 1 兆円を突破、上場銘柄数も 75 本まで拡大しています。

公式 Web サイト：<https://globalxetfs.co.jp/index.html>

公式 YouTube チャンネル：<https://www.youtube.com/@GlobalXETFsJPN>

**【本件に関するお問い合わせ先】**

Global X Japan 株式会社

<報道関係者の皆さま> [info@globalxetfs.co.jp](mailto:info@globalxetfs.co.jp)

<投資家の皆さま> [GXJ\\_cs@globalxetfs.co.jp](mailto:GXJ_cs@globalxetfs.co.jp)

Global X Japan 株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3174 号  
一般社団法人資産運用業協会会員